

CO2(二酸化炭素)排出権取引商法の適切な規制を求める意見書

2011年12月15日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

「CO2排出権取引」, 「CO2排出権証拠金取引」, 「CO2排出量取引」, 「二酸化炭素排出権CFD取引」などと称される, CO2(二酸化炭素)排出権の価格を私的差金決済取引の指標とする取引を適切に規律するために, この種の取引を, 速やかに政令により金融商品に指定し, 金融商品取引法の適用下におくことを求める。

第2 意見の理由

1 CO2排出権取引商法の被害実態等

(1) 被害実態

独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)は, 2011年1月からCO2(二酸化炭素)排出権取引に関するトラブルが急増しているとして, 2011年9月22日付で「CO2(二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話のトラブル! -一般の消費者は手を出さないで-」と題する警告を発している¹。

国民生活センターへの相談については, 2010年度が57件であったのに対し, 2011年度は上半期だけで173件と相談件数が目立って増加している上, 相談者の年齢層も70歳以上が54.6%を占め, 被害額は100万円以上が全体の約73%, そのうち500万円以上が全体の約23%を占めており, 被害は極めて深刻である。

相談内容も「『元本は必ず戻る』と勧誘を受けて契約したが, 支払ったお金が全てなくなった」, 「金の証拠金取引業者からCO2排出権取引を勧められたが, 連絡がつかなくなった」といった事例が上記警告の中で報告されている。

また, 各地方公共団体の消費生活相談でも, 近時, 全く同様の警告が公開されている²。

¹ 国民生活センターホームページ「CO2(二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話のトラブル! -一般の消費者は手を出さないで-」(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110922_2.pdf)

² 例えば, とくしま消費者交流広場消費者トラブル情報「投資話に注意! 今度はCO2排出権」(<http://www.tokushohi.or.jp/trouble.php?z=d7kek>), 宮崎市悪徳商法被害防止ネットワーク会議情報「CO2(二酸化炭素)排出権取引制度の勧誘電話に要注意!」(<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/genre/000000000000/1205460485643/index.html>)など。

CO₂排出権取引商法は、以下に述べるとおり、法の間隙を縫った悪質商法であり、放置することが許されない問題となっている。

(2) CO₂排出権取引商法について

CO₂排出権取引商法（業者によって「CO₂排出権証拠金取引」、「CO₂排出量取引」、「二酸化炭素排出権CFD取引」等と称されているが、以下「CO₂排出権取引商法」という。）は、業者が提示するCO₂排出権（二酸化炭素排出権）の価格を差金決済指標とする差金決済取引又は海外の取引所における取引を仲介すると称するものであり、いずれも顧客が証拠金を預託して行う点でレバレッジの掛かった取引である。

排出権取引とは、CO₂など環境汚染物質の排出量を削減するために大口の排出源の排出量に排出上限枠を設定するとともに、柔軟な義務履行を可能にする観点から排出枠の取引等が認められたものである。国際制度としては先進国に温室効果ガスの排出量に上限枠を設定してその売買を認めた京都議定書第17条に定める制度がある。国内でのCO₂の排出削減のために工場や発電所、エネルギーを大量に消費する設備にCO₂排出上限枠を定めて行う国内（域内）排出量取引も、EUや米国の州、東京都などで行われている。シカゴ気候取引所（Chicago Climate Exchange, CCX）、欧州気候取引所（European Climate Exchange, ECX）といった取引市場での取引のほか、これらの市場価格を基に相対取引も行われている。

CO₂排出権取引商法は、このような市場価格を差金決済指標とし、海外の取引所での取扱商品であることを強調して相対取引として行うもののほか、海外の取引所取引への仲介をすると称する（実際に仲介されているかどうか不明である。）ものの2つのパターンが見られるところである。

2 CO₂排出権取引商法による被害急増の背景及び法整備の必要性

(1) CO₂排出権取引商法による被害急増の背景

上述のとおり、CO₂排出権取引商法は、2011年1月から急増しているところであるが、その背景として2011年1月1日に商品先物取引法（旧商品取引所法）が完全施行されたことが挙げられる。

すなわち、同法完全施行以前は、ロコ・ロンドン貴金属取引、貴金属CFD取引等と称する取引（以下「貴金属CFD取引等」という。）のほか、海外商品先物取引業者が無許可・無登録のまま営業を続け、高齢者を中心に不招請勧誘を行い、短期間に高額の損失を発生させるというトラブルが増加し続けていた。

特に貴金属CFD取引等については、2007年1月に国民生活センターが新

手の投資話『ロコ・ロンドン金』に注意！」と題する警告³、経済産業省も「『ロコ・ロンドン取引』と称する金（貴金属）の取引にご注意下さい」と題する警告⁴を発していたものの、その後も悪質業者は、取引の名称を変更し、一見すると別の仕組みの取引であるかのように装うことによって、一般消費者に対して悪質な勧誘を継続していた。

ところが、商品先物取引の完全施行により、海外商品先物取引、貴金属CFD取引等といった同法上の「商品」に該当するものに関する取引は、全て許可制となつたため、これらの悪質業者は、短期間で禁錮されることを覚悟の上でなければ、従来の商法を継続できなくなった。

(2) 法整備の必要性

もっとも、CO2排出権取引は、商品先物取引法上の「商品」に該当せず、後述のとおり、金融商品取引法上の「金融商品」にも該当しないため、現時点では、法令によってその取引が全く規律されず、この点に目を付けた悪質業者が、CO2排出権取引商法と称して、従来の貴金属CFD取引等や海外商品先物取引と同様の枠組みで高齢者を中心に不当な勧誘を行うということが2011年1月から急増しているのである。

実際にも、前述の国民生活センターの2011年9月22日付け警告によれば、貴金属CFD取引等に関する相談件数は、2010年10月から12月までが127件、2011年1月から3月までが148件であったところ、同年4月から6月までは34件と激減している一方で、同時期におけるCO2排出権取引商法に関する相談件数は、2件、55件、115件と増加の一途をたどっている。

この点、金融商品取引法では、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）が、金融商品取引業のほか、「排出権の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務、排出権のデリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務」を届出業務として行うことができると規定されている（同法第35条第2項第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第68条第16号及び17号）ものの、CO2排出権取引そのものは「金融商品」と指定されていない結果、無登録業者がCO2排出権取引を行うことは、同法との関係では何ら違法ではない。

このように、CO2排出権取引については、金融商品取引法上の規制が及ばされておらず、このような法の間隙を突いて、CO2排出権取引業者が深刻な消費者被害をもたらしているのが現状である。

³ 国民生活センターホームページ「新手の投資話『ロコ・ロンドン金』に注意！」
(<http://www.kokusen.go.jp/news/locolondon.html>)

⁴ 経済産業省ホームページ「悪質な『ロコ・ロンドン取引』と称する金の取引及び海外商品先物オプション取引等の仲介サービスにご注意を！(<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/2007/0131.html>)

3 CO2排出権取引商法の違法性

CO2排出権取引商法は、そのほとんどが私的差金決済取引であるから、いわゆる無登録FX取引（外国為替証拠金取引）やロコ・ロンドン貴金属に関する裁判例⁵⁶における法的判断がそのまま妥当する。

すなわち、CO2排出権取引商法は、「CO2排出権の価格」及び「ユーロ為替変動」を差金決済の指標とする差金決済契約であるところ、「CO2排出権の価格」も「ユーロの為替レート」も、業者及び顧客には予見することができないものであり、また、その意思によって自由に支配することもできないものであるから、本件取引は偶然の事情によって利益の得喪を争うものというべきであり、賭博行為に該当すると評価すべきである。

そして、これらのCO2排出権取引商法は、その取引について特段の違法性を阻却する事由がないため、仮に顧客において取引の仕組みやリスクを理解して取引を行ったとしても、その勧誘・受託行為が違法となるものである。

一方、海外の取引所への仲介をすると称する業者も、かつての海外先物取引業者と同様、当該取引所へ仲介する者はほとんどなく、あるいは、仮にあっても全量を仲介する例はほとんどないと見られ、いわゆる「のみ行為」としての違法性を有するものと考えられる。

4 迅速な対応が要求されること

ロコ・ロンドン貴金属取引に関する相談件数が急増したときにも問題とされたことであるが、こういった悪質業者に対して、取引関連ツールとでも呼ぶべきノウハウの一式を提供して詐欺商法の営業開始を勧奨し、零細な資金しか持たないまま、容易にCO2排出権取引を扱うことができるよう関与・助言する業者がやはり問題となっている。

CO2排出権取引商法においては、こういった業者が従前より大がかりに取扱業者を勧誘しているという深刻な状況にあり、政令指定が未了のままの状況が続ければ、消費者被害を爆発的に拡大させることとなる危険がある。

近年、関係諸機関の対応の不適切さに起因して、無登録FX取引、ロコ・ロンドン証拠金取引といった法令の明示的規律のない投機まがい取引業者が増大し、おびただしい数の消費者被害が発生してきたことについて、関係諸機関は、その反省の上に立って、横断的な法規制を実現することができた。

CO2排出権取引商法についても、法的対処をこれ以上遅らせることは、もはや

⁵ 東京高判平成18年9月21日先物取引裁判例集45巻408頁、金融・商事判例1254号35頁、消費者法ニュース70号190頁

⁶ 東京高判平成20年10月30日先物取引裁判例集53巻377頁、消費者法ニュース78号278頁、国民生活センター「消費者問題の判例集」

許されないというほかはない。これまでの環境省等における排出量取引制度の検討状況も踏まえつつ、それに先んじて、排出権取引商法には速やかに対応する必要がある。

よって、CO₂排出権について、直ちに金融商品取引法第2条第24項第4号の「金融商品」として、政令指定の方法によってCO₂排出権取引商法を法の規律下におくことを求める。

以上